事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

1. 案件名(国名)

国 名:ASEAN 地域(タイ王国)

案件名:サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日 ASEAN 能力向 上プログラム強化プロジェクト

Project for Enhancing ASEAN-Japan Capacity Building Program for Cybersecurity and Trusted Digital Services

2. 事業の背景と必要性

(1) ASEAN 地域におけるサイバーセキュリティの現状・課題及び本事業の位置付け デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシス テムの多くがサイバー空間で繋がってきており、その結果、サイバーセキュリティのリ スクも甚大化している。世界経済フォーラムが発行する Global Risks Report において も、2021 年に「発生の可能性が高いリスク」の第9位に「サイバーセキュリティ対策の 失敗」、「影響が大きいリスク」の第10位に「重要情報インフラとネットワークの機能 停止」が挙げられており、サイバーセキュリティの確保は全世界的な課題となっている。 さらに、COVID-19の世界的流行を受け、開発途上国においてもデジタルサービスの拡 大が促進されたが、それに伴って脆弱性も増加している。

ASEAN 地域諸国においてもサイバーセキュリティ確保は重要な課題となっており、「ASEAN デジタルマスタープラン 2025」においては、消費者が利用するサービスが安全であることを同マスタープランのビジョン達成のための前提条件としている。加えて、「信頼できるデジタルサービスの提供及び消費者被害の防止」を 3 つ目の Desired Outcomes として掲げられている。ASEAN 諸国のサイバーセキュリティ対応状況には格差があり、国際電気通信連合(ITU)が毎年発表している Global Cybersecurity Index (GCI)(2020 年)では、上位国(シンガポール 4 位、マレーシア 5 位)、中位国(インドネシア 24 位、ベトナム 25 位、タイ 44 位、フィリピン 61 位)、下位国(ブルネイ 85 位、ミャンマー99 位、ラオス 131 位、カンボジア 132 位)となっているが、サイバーセキュリティにかかるリスクが日々変化している中で、いずれの国においても継続的に強化が必要な項目として認識されている。

サイバーセキュリティにおける課題は法制度整備・組織体制整備・サイバーセキュリティ技術力強化・人材育成・国際連携促進と多岐にわたり、その内人材育成については、2019 年時点で世界のサイバーセキュリティ人材が 200 万人不足していると指摘されるなど、喫緊の課題である。ASEAN 諸国においても、サイバーセキュリティ強化が遅れを取る主な要因としてサイバーセキュリティ人材の不足が指摘されている¹。

¹ World Bank. 2019. "The Digital Economy in Southeast Asia: Strengthening the Foundations for Future Growth."

係る背景の下、日本政府は日 ASEAN 統合基金(JAIF)を通じ、2018 年にタイに ASEAN 域内のセキュリティ人材育成の拠点として、タイ国デジタル経済社会省(Ministry of Digital Economy and Society。以下「MDES」)傘下の電子取引開発機構(Electronic Transactions Development Agency。以下「ETDA」)において、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre。以下「AJCCBC」)の立ち上げを行い、ASEAN 地域全体のサイバーセキュリティ向上に寄与してきた。今般、タイ政府より AJCCBC を通じた ASEAN 諸国のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、AJCCBC のプログラム強化を支援する要請書が ASEAN 事務局に提出され、承認された。

(2) サイバーセキュリティに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ 日本政府は、2009 年以降、我が国と ASEAN 諸国との国際的な連携・取組を強化する ことを目的として、日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議を継続して開催しており、 特に「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本 方針」(2021 年)においては、サイバーセキュリティ対策能力構築の支援を継続するこ とが必要とされている。

本案件は課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「デジタル化の促進」の中の「サイバーセキュリティ クラスター事業戦略(2022 年 11 月決裁)」の中核案件の一つであり、「クラスター事業戦略」のシナリオに基づき実施される。「サイバーセキュリティクラスター事業戦略」では、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」域内で特に我が国との越境データ流通が活発で、日本の安全保障に直結する東南アジア地域を重点協力地域と位置付けており、本事業は今後 FOIP 対象国との対話を踏まえて形成を検討する各国事業とも連携し、クラスター事業戦略の目標達成に資するものである。

SDGs においては、全目標においてデジタル技術の活用が期待されるものであることを踏まえ、本事業は全ての SDGs 達成を支える取り組みとなる。

(3) 他の援助機関の対応

シンガポール政府が 2018 年に ASEAN-Singapore Cybersecurity Centre of Excellence (以下「ASCCE」)の立ち上げを独自で行い、ASEAN 諸国に対する主に政策面を中心とし たサイバーセキュリティ研修を定期的に提供している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ASEAN 地域において、サイバーセキュリティトレーニング及び若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムの実施、サイバーセキュリティにかかる第三者機関協力の拡大、情報収集・分析能力の強化を行うことにより、ASEAN 地域向けのサイバーセキュリティ人材育成環境の強化を図り、もって ASEAN 地域全体のサイバーセキュリティ対応能力向上に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 バンコク、タイ/ASEAN 諸国
- (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者: ASEAN 諸国のサイバーセキュリティ関連人材

最終受益者: ASEAN 諸国各国

- (4) 総事業費(日本側) 5億円
- (5) 事業実施期間

2023年3月~2027年2月を予定(計48カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関:タイ国首相府直下 国家サイバーセキュリティ局 (NCSA)

JAIF 事業の実施機関はデジタル経済社会省 (MDES) 傘下の電子取引開発機構 (ETDA) を実施機関として実施しているが、2021 年にタイ国首相府直下の国家サイバーセキュリティ局 (National Cyber Security Agency。以下「NCSA」) が設立され、サイバーセキュリティの所掌は NCSA へ集約されたことから、本事業は NCSA を実施機関とすることがタイ政府内で確認された。ETDA による AJCCBC の運営経験を踏まえ、プロジェクト開始後、移管終了(約1年間)までの間、NCSA を支援予定。

- (7) 投入(インプット)
- 1) 日本側
 - ① 専門家派遣(合計約51P/M)
 - ▶ 長期専門家(プログラム運営): 48P/M
 - ▶ 短期専門家・調査団派遣(サイバーセキュリティ): 3P/M
 - ② 研修員受け入れ:第三国研修(サイバーセキュリティ)
 - ③ 機材供与:研修環境用サーバー、PC、各種ソフトウェア等
- 2)タイ国側
 - ① カウンターパートとサポートチームの配置(ASEAN 事務局や第三者機関とのコンタクト窓口の配置含む)
 - ② 施設管理、維持管理経費
 - ③ 案件実施のためのサービス、現地経費の提供
- 3) ASEAN 事務局側

研修応募に係るコンタクト窓口の設置及び研修応募者の取りまとめ

- (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動

ASEAN 諸国向けに、内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」)を中心に総務省、経済産業省にて様々な支援を実施しており、本活動においても適時、日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議等での報告を行うと共に、内容に見直しを行う。

(我が国他機関による代表的な活動)

NISC: 日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議の実施、各種演習、ワークショップの実施 等

総務省:インターネットサービス提供事業者向け情報セキュリティワークショップ、 アジア・太平洋電気通信共同体向けサイバーセキュリティ技術研修 等 経済産業省:インド太平洋地域向け日米 ICS サイバーウィーク、インターネット定点 観測システム 等

2) 他援助機関等の援助活動

シンガポール政府が主導する ASCCE においては、主に政策面での研修を実施しているため、本事業においては技術面を中心とした研修の提供を行うことで、相互補完が見込まれる。

- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1)環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、 環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項:特に無し
- 3)ジェンダー分類:【対象外】「(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」 <分類理由>詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェ ンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定する に至らなかったため。ただし、第三国研修参加者の女性参加比率向上を目指し、ASEAN 事務局向けに参加推奨を行う予定。
- (10) その他特記事項

本事業は日本政府が開催する日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会合等での要望を 踏まえた研修を行うため、本邦関係機関への報告を適時に行う。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: ASEAN 地域全体のサイバーセキュリティ対応能力が向上する

指標及び目標値: ASEAN 加盟国(ASEAN Member States。以下「AMS」)の GCI 評価、「ASEAN デジタルマスタープラン 2025」の進行、ASEAN 地域において提供される研修の種類。目標値は事業開始後のベースライン調査にて設定する。

- (2) プロジェクト目標: ASEAN 地域のサイバーセキュリティ人材が強化される 指標及び目標値: AJCCBC が提供する研修の種類、参加研修員の研修評価。目標値は事業 開始後のベースライン調査にて設定する。
- (3) 成果

成果 1: AJCCBC においてサイバーセキュリティ及び関連技術のトレーニングが提供される

指標及び目標値:参加研修員数(480名)

成果2:若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムが提供される

指標及び目標値:参加チーム数(40チーム)

成果3:第三者機関と連携したサイバーセキュリティ関連事業が促進される

指標及び目標値:第三者機関によるプログラム実施数(16回)

成果4: ASEAN サイバーセキュリティにかかる情報収集・分析能力が向上する

指標及び目標値:発行報告書数(年一回)

(4) 主な活動

成果 1: AJCCBC においてサイバーセキュリティ及び関連技術のトレーニングが提供される

活動1-1:年間研修スケジュールの確定

活動1-2:各種研修の実施

活動1-3:研修参加者への現地フォローアップ活動の実施

活動1-4:AJCCBC 研修機材の改善や最新化

成果2:若年層向けサイバーセキュリティ人材開発プログラムが提供される

活動 2 - 1: ASEAN 地域向け Cyber Sea Game の開催

成果3:第三者機関と連携したサイバーセキュリティ関連事業が促進される

活動3-1:第三者機関とのサイバーセキュリティ関連の研修やセミナー等の実施

活動3-2:研修員の自己学習を促進する環境提供の支援

成果4: ASEAN サイバーセキュリティにかかる情報収集・分析能力 が向上する

活動4-1:AJCCBC 活動評価に関する情報収集の実施

活動4-2:サイバーセキュリティに係る情報収集調査と報告書の発行

5. 前提条件 外部条件

(1) 前提条件

- ・タイ政府による、AJCCBC 運営に必要な人員アサイン、コスト負担が継続されること
- ・AMS 事務局が適切に機能し、研修員の派遣、研修設計等に必要な情報の提供が適時に 行われること
- ・ASEAN デジタルマスタープラン 2025 の定期的なモニタリングが実施されること。

(2) 外部条件

- ・世界的なパンデミック継続による、研修実施方法の大幅な見直しの発生
- ・政変等による研修実施、参加環境の急速な変化

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ベトナム国「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」(2019年6月~2022年3月)及び、インドネシア国「情報セキュリティ能力向上プロジェクト」(2014年7月~2017年1月)においては、各研修の位置づけについてセキュリティ知識分野(SecBoK)人材スキルマップを踏まえて網羅的に求められる能力を整理し、研修の位置づけを明確化することで、適切な参加者手配、参加目的の明確化がなされた。本事業でも AJCCBC にて提供する研修の位置づけを明確にすることで、適切な参加者の募集、研修参加者への継続的な能力強化を促すように研修計画の検討の際に留意するようプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、ASEAN 地域の開発ニーズ、日本の援助政策と合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。本事業は各種 SDGs ゴールの達成に必要な環境を整えるための事業と考えられることから、JICA が本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内 ベースライン調査

事業終了3年後 事後評価

以上